

議案第 4 1 号

瑞穂町特別工業地区建築条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 6 月 1 日

提出者 瑞穂町長 石 塚 幸右衛門

(提案理由)

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）の改正に伴い、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町特別工業地区建築条例の一部を改正する条例

瑞穂町特別工業地区建築条例（平成 1 5 年条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 3 号中「第 6 号」を「第 3 号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 8 年 6 月 2 3 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第 2 の規定は、この条例の施行の日以後になされた都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 3 条に規定する

申請について適用し、同日前になされた申請については、なお従前の例による。

- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

瑞穂町特別工業地区建築条例 新旧対照表

新	旧
<p>別表第1 略  別表第2(第4条関係)  (1)(2) 略  (3)風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第1号から第3号までに規定する営業に該当するもの</p> <p><u>附 則</u>  <u>(施行期日)</u>  1 この条例は、平成28年6月23日から施行する。</p> <p><u>(経過措置)</u>  2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後になされた都市計画法(昭和43年法律第100号)第33条に規定する申請について適用し、同日前になされた申請については、なお従前の例による。</p> <p>3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p>	<p>別表第1 略  別表第2(第4条関係)  (1)(2) 略  (3)風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項第1号から第6号までに規定する営業に該当するもの</p>